

以下の資料は全て渡部委員の著書から抜粋

著書名：中央議会（国会）地方議会議員年金制度

出版社：株式会社朝陽会（平成22年発行）

資料25. 州憲法と州議会議員報酬の関係（金額は2009年議員報酬年額）

分類区分	州名または州数
①州憲法で金額等を具体的に規制する州	ニューハンプシャー州(1.0万円)、テキサス州(72.0万円)、ロードアイランド州(130.9万円)、マサチューセッツ州(614.4万円)、ニューヨーク州(795.0万円)、カリフォルニア州(1162.1万円)、ペンシルバニア州(783.2万円)など
②州憲法に基づき、独立性高き第三者委員会である「議員報酬委員会」が議員報酬を決定する州	1州
③州憲法に基づき、「議員報酬委員会」の勧告を議会で議員が審議採択	3州
④「議員報酬委員会」が独自の権限で、議員報酬を決定	8州
⑤「議員報酬委員会」の勧告を、議会で議員が審議採択	7州
⑥州憲法や「議員報酬委員会」ではなく、議員自身が自分の報酬を決定	27州

注記 1ドル=100円。

出典：Janet M. Box-Steffensmeier and David T. Canon, Series Editors, *Parliaments and Legislatures*, 2005. The Ohio State University

P221 より抜粋

資料26. 地域別州議会議員年間報酬額推移表
(1975年-2005年)

地域	1975年	2005年	増加率
東部地域	306.4(万円)	358.3(万円)	17.0(%)
中西部地域	354.6	304.4	▲14.1
南部地域	253.8	179.6	▲29.2
西部地域	222.3	242.2	9.0
平均	284.2	271.1	▲4.6

注記 1975-2005年間の議員報酬は、消費者物価調整済。1ドル=100円。

出典：The Council of State Governments(CSG), *State Legislator Compensation - A Trend Analysis*, 2007

P223 より抜粋

資料27. 州別の州議会議員報酬年額推移表 (1975-2005年-2009年)

州名	1975年	2005年	1975年-2005年	2009年	1975-2009年	2005-2009年
	(万円)	(万円)	(増加率%)	(万円)	(増加率%)	(増加率%)
A. 東部地域						
コネチカット州	203.6	280.0	37.5	280.0	37.5	0.0
デラウェア州	333.2	397.9	19.4	427.5	28.3	7.5
メイン州	142.6	113.8	▲20.1	234.0	64.2	105.9
※マサチューセッツ州	469.8	555.7	18.3	614.4	30.8	10.6
ニューハンプシャー州	3.7	1.0	▲73.0	2年で2.0	▲73.0	0.0
※ニュージャージー州	370.2	490.0	32.3	490.0	32.3	0.0
※※ニューヨーク州	870.1	795.0	▲8.6	795.0	▲8.6	0.0
※※ペンシルバニア州	577.6	605.5	20.6	783.2	35.6	12.4
ロードアイランド州	13.1	126.5	862.1	130.9	896.1	3.5
バーモント州	79.4	127.1	60.0	会期中当制6.3	—	—
プエルトリコ	544.5	737.8	35.5	—	—	—
平均値	306.4	358.3	17.0	—	—	—
B. 中西部地域						
※イリノイ州	740.5	576.2	▲22.2	678.4	▲8.4	17.7
インディアナ州	222.2	116.0	▲47.8	226.2	1.8	95.0
アイオワ州	296.2	213.8	▲27.8	250.0	▲15.6	16.9
カンザス州	120.5	66.5	▲44.8	会期中日当制0.9	—	—
※※ミシガン州	703.5	796.5	13.2	796.5	13.2	0.0
ミネソタ州	311.0	311.4	0.1	311.4	0.1	0.0
ネブラスカ州	177.7	120.0	▲32.5	120.0	▲32.5	0.0
ノースダコタ州	7.4	70.0	844.7	会期中日当制1.4	—	—
オハイオ州	648.0	562.6	▲13.2	605.8	▲6.5	7.7
サウスダコタ州	92.6	60.0	▲35.2	2年で2.0	▲35.2	0.0
※ウィスコンシン州	580.5	455.7	▲21.5	—	▲14.0	9.6
平均値	354.6	304.4	▲14.7	499.4	—	—
C. 南部地域						
アラバマ州	38.9	10.5	▲73.0	会期中日当制0.1	—	—
アーカンザス州	44.4	140.7	216.6	153.6	245.8	9.2
※フロリダ州	444.3	299.2	▲32.7	303.4	▲31.7	1.4
ジョージア州	266.6	165.2	▲38.0	173.4	▲34.9	5.0
ケンタッキー州	27.8	76.6	175.8	会期中日当制1.9	—	—
ルイジアナ州	111.1	168.0	51.3	228.0	105.3	35.7
メリーランド州	462.8	405.0	▲12.5	435.0	▲6.0	7.4
ミシシッピ州	300.0	100.0	▲66.7	100.0	▲66.7	0.0
ミズリー州	311.0	313.5	0.8	359.2	15.5	14.6
ノースカロライナ州	177.7	139.5	▲21.5	139.5	▲21.5	0.0
オクラホマ州	368.8	384.0	4.1	384.0	4.1	0.0
サウスカロライナ州	628.5	104.0	▲83.5	104.0	▲83.5	0.0
テネシー州	231.1	63.0	▲28.6	190.1	▲17.7	15.2
テキサス州	266.6	72.0	▲73.0	72.0	▲73.0	0.0
バージニア州	202.7	180.0	▲11.2	上院180.0	▲11.2	0.0
ウエストバージニア州	177.7	150.0	▲15.6	209.0	12.3	33.3
平均値	253.8	179.6	▲29.2	—	—	—

P225 より抜粋

州名	1975年	2005年	1975年-2005年	2009年	1975-2009年	2005-2009年
	(万円)	(万円)	(増加率%)	(万円)	(増加率%)	(増加率%)
D. 西部地域						
アラスカ州	545.0	249.1	▲35.9	240.1	▲55.9	0.0
アリゾナ州	222.2	240.0	8.0	240.0	8.0	0.0
※※カリフォルニア州	782.0	1,108.8	41.8	1,162.1	48.7	4.8
コロラド州	281.4	300.0	6.6	300.0	6.6	0.0
ハワイ州	444.3	342.0	▲23.0	487.1	9.6	42.4
アイダホ州	18.5	156.5	745.1	161.2	770.7	3.0
モンタネ州	32.2	33.8	4.9	会期中日当額0.8	—	—
ネバダ州	66.7	39.0	▲41.5	会期中日当額1.5 (上院60日)	—	—
ニューメキシコ州	83.9	84.6	▲4.8	なし、ただし会期 中日当額1.4	—	—
オレゴン州	195.5	162.8	▲16.7	216.1	10.5	32.7
ユタ州	55.5	54.0	▲2.8	会期中日当額1.3	—	—
ワシントン州	140.7	342.3	143.3	421.1	199.3	23.0
ワイオミング州	16.7	45.0	170.1	499.4	2,890.4	1,009.8
平均値	222.3	242.2	9.0			

- 注記 1. 1975-2005年間の年間報酬は、消費者物価調整済み。1ドル=100円。
2. ニューハンプシャー州は、州憲法で年額100ドルと規定のため、平均値から除外。
3. カリフォルニア州は最高値のため、平均値から除外。
4. 筆者追加：a. ※※は「純フルタイム型議会・議員」。
b. ※は「フルタイム型議会・議員」。
c. バーモント州下院議員の2009年報酬は、176.4万円。

出典：The Council of State Governments (CSG), State Legislator Compensation - A Trend Analysis (2007)；Legislator Annual Salaries by Region(1975-2005(CPI adjusted), 2007)；NCSL, Legislator Compensation 2009, 2009)

P226 より抜粋

資料28. 州幹部の平均年間報酬比較表
(2005年)

職種区分	年間報酬
議会議員	259.1(万円)
最高裁判所裁判官	1,332.8
司法長官	1,043.9
財務長官	1,076.6
知事	1,157.8
連邦議会議員	1,621.0
住民平均所得	330.4

出典：The Council of State Governments(CSG), State Legislator Compensation - A Trend Analysis, 2007

P230 より抜粋

資料31 A. 議員年金を含む議員に対する報酬金額の州別決定方法
(2009年3月末現在)

規制区分	該当州と規制方法の具体的内容 (人口：万人/報酬：万円)
①州憲法だけで規制	<p>・アラバマ州 (パート型；人口466万人/議員報酬：会期日額報酬0.1)</p> <p>・ニューハンプシャー州 (純パート型132/03年憲法改正により2年で2.0、会期日当もなし)</p> <p>・ロードアイランド州 (パート型105/131)</p> <p>・テキサス州 (中間型2433/72)</p> <p>の4州。報酬平均は68万円 (会期日額報酬を考慮すればさらに低額)</p> <p>ニューハンプシャー州の2年で2.0万円は会期日当でも会期日額報酬でもなく、これが報酬年額である (なお、報酬の形態としては「月単位の月額制」や「年単位の年額制」があるが、「会期日数単位の会期日額報酬制や会期週数単位の会期週額報酬制」も存在し、欧米では少なくない。「会期日当制は、実費償還の制度」である。具体的には、「純フルタイム型・フルタイム型・中間型には、会期日額報酬制や会期週額報酬制は存在しない」が、「パート型では、アラバマ州、カンザス州、ケンタッキー州、ネバダ州の4州が会期日額報酬制、バーモント州が会期週額報酬制」であり、「純パート型ではモンタナ州、ノースダコタ州、ユタ州、ワイオミング州の4州が会期日額報酬制」である。なお、「パート型のニューメキシコ州には会期日額報酬制さえも存在せず、会期日当1.4万円のみ」だが、その実費請求には経費支出証明書が必要である)。</p> <p>すなわち、この規制下では報酬変更には憲法改正を要するが、意外にも純フルタイム型やフルタイム型は皆無であり、規制の多様性が明白であり、報酬平均はわずか68万円 (会期日額報酬と会期日当制を考慮すればさらに低額) である。報酬の最高はパート型のロードアイランド州の報酬年額131万円、最低はパート型のアラバマ州の会期日額報酬0.1万円で、純パート型のニューハンプシャー州は報酬年額2年で2.0万円であり、格差も顕著である。なお、中間型のテキサス州は、1991年憲法改正で倫理委員会の報酬改定決議に対しては住民投票の承認を要すると規定したが、2009年3月末現在この決議や住民投票は一度も実施されていない。</p>
②州憲法と州法で規制	<p>・アーカンサス州 (中間型286/154)</p> <p>・ミズーリ州 (中間型591/359)</p> <p>・ネブラスカ州 (中間型178/120)</p> <p>・ニューメキシコ州 (パート型198/会期日額報酬もなく、会期日当1.4のみ)</p> <p>・ニューヨーク州 (純フルタイム型1,949/795)</p> <p>・オハイオ州 (パート型1,149/606)</p> <p>・サウスダコタ州 (純パート型80/2年で120)</p> <p>・テネシー州 (中間型621/190)</p> <p>・バージニア州 (中間型777/下院176)</p> <p>の9州。報酬平均は315万円 (会期日当制を考慮すればさらに低額) である。</p> <p>すなわち、州憲法と州法の二重規制であるが、まず純フルタイム型のニューヨーク州 (795万円) と純パート型のサウスダコタ州 (2年で120万円) が該当し、残りは中間型とパート型であり、フルタイム型は存在しない。報酬の最高は、795万円のニューヨーク州、最低は会期日額報酬さえもなく会期日当1.4万円だけのニューメキシコ州と州間格差は極端に大きい。なお、2009年6月のNCSL資料ではオハイオ州の議員報酬は606万円から会期日額報酬1.4万円に急減していたが、筆者のオハイオ州議会への確認でも606万円が正当で、その後NCSL資料も606万円に訂正された。</p>
③州憲法と州議会議員報酬委員会	<p>・メイン州 (パート型 1期135/2期99)</p> <p>・ニュージャージー州 (フルタイム型868/490)</p> <p>・ワシントン州 (中間型655/421)</p> <p>の3州。報酬平均は382万円である。</p> <p>すなわち、手続き的には最も厳格な規制である。なお、メイン州の報酬は1期目135万円、2期目99万円と、多選防止を明確化している。</p>

④州憲法と州議会議員報酬委員会	カリフォルニア州（純フルタイム型3,676/1,162）のみ。 すなわち、州憲法の規制下で、委員会が報酬を決定する。
⑤州法のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・コロラド州（中間型494/300） ・フロリダ州（フルタイム型1,833/303） ・ジョージア州（パート型969/173） ・インディアナ州（パート型638/226） ・カンザス州（パート型280/会期日額報酬0.9） ・ルイジアナ州（中間型441/228） ・マサチューセッツ州（フルタイム型650/614） ・ミシシッピ州（パート型294/100） ・モンタナ州（純パート型97/会期日額報酬0.8） ・ネバダ州（パート型260/会期日額報酬1.5） ・ノースカロライナ州（中間型922/140） ・オレゴン州（中間型379/216） ・ペンシルバニア州（純フルタイム型1,245/783） ・サウスカロライナ州（中間型448/104） ・バーモント州（パート型62/会期週額報酬6.3） ・ウィスコンシン州（フルタイム型563/499） ・ワイオミング州（純パート型53/会期日額報酬1.5） <p>の17州。報酬平均は307万円（会期日額報酬・週額報酬を考慮すればさらに低額）である。</p> <p>すなわち、規制形態として最も一般的だが、最高はペンシルバニア州の783万円、最低は会期日額報酬だけで実質無報酬のカンザス州やモンタナ州やネバダ州も存在し、格差は大きい。なお、フロリダ州の議員報酬は州職員給与と同率で連動し、マサチューセッツ州は1998年の住民投票で2001年以後の当選者の議員報酬は過去2年間の住民所得中位値の増減に連動することとなった。ペンシルバニア州は消費者物価指数比例であり、ウィスコンシン州は州職員報酬と連動させるため雇用関係委員会と知事の同意を要する。</p>
⑥州法と州議会議員報酬委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アラスカ州（中間型69/240） ・デラウェア州（中間型 87/428） ・イリノイ州（フルタイム型1,290/687） ・アイオワ州（中間型300/250） ・ミネソタ州（中間型522/311） ・ノースダコタ州（純パート型64/会期日額報酬1.4） ・オクラホマ州（中間型362/384） <p>の7州。報酬平均は383万円（会期日額報酬を考慮すればさらに低額）である。</p> <p>すなわち、最高はイリノイ州の687万円、最低はアラスカ州の240万円と会期日額報酬のノースダコタ州である。なお、イリノイ州の議員報酬は消費者物価指数や州職員の給与と連動し、ミネソタ州では奇数年の5月に委員会が勧告を提出する。</p>
⑦州議会議員報酬委員会のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・アリゾナ州（中間型650/240） ・コネチカット州（中間型350/280） ・ハワイ州（中間型129/487） ・アイダホ州（パート型152/161） ・ケンタッキー州（パート型427/会期日額報酬1.9） ・メリーランド州（中間型563/435） ・ミシガン州（純フルタイム型1,000/797） ・ユタ州（純パート型274/会期日額報酬1.3） ・ウエストバージニア州（パート型181/200） <p>の9州。報酬平均は371万円（会期日額報酬を考慮すればさらに低額）である。</p>

P255 より抜粋

すなわち、一見最も安易な手段に見えるが、州議会や住民投票の承認を要するなど、実態は非常に厳格である。議員報酬の最高は人口1,000万人のミシガン州で議員報酬年額は797万円と1,000万円を大きく下回り、最低はケンタッキー州とユタ州の会期日額報酬各1.9万円と1.3万円と格差は大きく、かつ大変厳格に機能している。なお、アリゾナ州は委員会決議に対して住民投票の承認を要し、ハワイ州の委員会決議には職員報酬との調整もあり知事の同意を要し、しかも次の選挙後の当選者から適用される。メリーランド州の委員会は4年に1度開催されて委員会決議は州議会で審議されるが、増額決議は拒否または減額される場合が多いのが実態である。ミシガン州とウエストバージニア州は委員会決議に州議会の承認を要し、ケンタッキー州の委員会は1995年以降全く開催されていない。ウエストバージニア州では、州議会が委員会決議を減額することは可能だが増額は不可能である。

注記：1. 人口：2008年推計

議員報酬：2009年3月現在

2. 会期日額報酬制・会期週額報酬制：報酬制度の一形態。なお、報酬の形態としては「月単位の月額制」や「年単位の年額制」があるが、「会期日数単位の会期日額報酬制や会期週数単位の会期週額報酬制」も存在する。すなわち、「会期日当制は実費償還の制度」であるが、「会期日額報酬制や会期週額報酬制は会期日数単位や会期週数単位の報酬の一形態」であり、欧米では少なくない。具体的には、「純フルタイム型やフルタイム型や中間型には、会期日額報酬制や会期週額報酬制は存在しない」が、「パート型では、アラバマ州、カンザス州、ケンタッキー州、ネバダ州の4州が会期日額報酬制、バーモント州が会期週額報酬制」であり、「純パート型ではモンタナ州、ノースダコタ州、ユタ州、ワイオミング州の4州が会期日額報酬制」である。なお、「パート型のニューメキシコ州には会期日額報酬制さえも存在せず、会期日当1.4万円」のみだが、その実費請求には経費支出証明書が必要である。
3. 会期日当制：実費償還の制度

出典：The Council of State Governments, The Book of the State 2009 ; National Conference of State Legislatures, Legislator Compensation 2009, Updated March 2009 ; NCSL, State Budget Update : July 2009; Public Officials Compensation Commission, State of Oregon, "Report and Recommendation: Nov. 2008." ; The Council of State Governments, The Book of the State 2006 ; National Conference of State Legislatures, Legislator Compensation 2006; U.S. Census Bureau, Statistical Abstract of the United States : 2006 (2006) ; Wikipedia, U.S. State (2009). から筆者が作成。資料22も参照。

P256 より抜粋

資料31B. 議員年金を含む議員に対する報酬金額の州別決定方法と議員報酬の
 具体的内容 (2009年3月末現在)

規制区分	州名	議員報酬年額(万円)	会期日当ほか(万円)
①州憲法のみ (4州)	アラバマ	会期日額報酬0.1	連載(第7回)表16「会期中日当1.0」を修正 証明書不要日当月額39.6+選当1.5
	ニューハンプシャー	2年で2.0	連載(第7回)表16「会期中日当1.0」を修正 会期日当なし
	ロードアイランド	130.9	会期日当なし
	テキサス	72.0	証明書不要 日当1.39
②州憲法と州 法(9州)	アーカンサス	150.1	証明書必要 日当上限1.4
	ミズーリ	359.2	出席確認済み 日当0.9
	ネブラスカ	120.0	州都から50マイル超は証明書不要 日当1.1 50マイル以内は証明書必要日当上限0.4
	ニューメキシコ	なし	証明書必要 日当上限1.4
	※※ニューヨーク	795.0	証明書必要 日当あり
	オハイオ	605.8	会期日当なし
	サウスダコタ	2年で120.0	連載(第7回)表16「60.0」を修正 証明書不要 日当1.1
	テネシー	190.1	証明書不要 日当1.7
	バージニア	上院180.0,下院176.4	証明書不要 日当各1.4、1.7
③州憲法と州法と 州議会議員報酬 委員会(3州)	メイン	1期135.3,2期日98.8	2009年3月現在日当上限0.7
	※ニュージャージー	490.0	会期日当なし
	ワシントン	421.1	会期日当0.9
④州憲法と州議 会議員報酬委員会 (1州)	※※カリフォルニア	1162.1	会期日当1.7
⑤州法のみ (17州)	コロラド	300.0	会期日当州都在住者0.5、州都外在住者は 証明書必要 日当上限1.0
	※フロリダ	303.4	出席確認で日当上限は上院1.33、下院1.26
	ジョージア	173.4	証明書不要 日当1.7
	インディアナ	226.2	証明書不要 日当1.4
	カンザス	会期日額報酬0.9	証明書不要 日当1.1
	ルイジアナ	228.0	会期日当なし
	※マサチューセッツ	582.4	2009年3月現在。州都からの距離により証 明書必要 日当0.1-1.0
	ミシシッピ	100.0	証明書不要 日当1.1
	モンタナ	会期日額報酬0.8	証明書不要 日当1.0万円
	ネバダ	会期日額報酬1.5 上限60日	州都から50マイル以上の者は会期日当
	ノースカロライナ	139.5	証明書不要 日当1.1、他に会期月額5.6
	オレゴン	216.1	証明書不要 日当1.1
	※※ペンシルバニア	783.2	証明書必要 日当1.6
	サウスカロライナ	104.0	会期日当1.2
	バーモント	会期選額報酬63、 臨時会期1.1	会期日当0.5、通勤者は1.5
	※ウイスコンシン	499.4	証明書不要 日当0.9、ただし州都在住0.4
	ワイオミング	会期日額報酬1.5	証明書必要 特別日当0.9

P259 より抜粋

⑥州法と州議 会議員報酬 委員会 (7州)	アラスカ	240.1	季節により会期日当1.9-2.3。ただし、州 都在住者はその75%
	デラウェア	427.5	会期日当は年間73.3
	※イリノイ	678.4	会期日当1.3
	アイオワ	250.0	証明書不要 日当1.2、ただし近住者は0.9
	ミネソタ	311.4	証明書不要 日当上院1.0、下院0.8
	ノースダコタ	会期日額報酬1.4	証明書必要 宿泊費月額上限9.0
	オクラホマ	384.0	証明書不要 日当1.3
⑦州議会議員 報酬委員会 (9州)	アリゾナ	240.0 ただし住民 投票承認要す	会期日当0.4、州都外在住者は0.3追加
	コネチカット	280.0	会期日当なし
	ハワイ	487.1	会期日当オアフ島在住者1.5、島外在住者1.2
	アイダホ	161.2	州都に住居保有者1.2、非保有者0.7
	ケンタッキー	会期日額報酬1.9	証明書不要 日当1.2
	メリーランド	435.0	ただし、委員会は1995年以降開催せず 会期日当州都外在住者1.0プラス
	※※ミシガン	796.5	証明書必要 食費日額0.3 証明書不要 日当年額120
	ユタ	会期日額報酬1.3	ただし、委員会決議には議会承認要す 証明書不要 日当0.1+食費0.5
	ウエストバージニア	200.0	証明書不要 日当1.3

注記：1ドル=100円

※※：純フルタイム型議会・議員、※：フルタイム型議会・議員

議員年報：2009年3月現在

報酬の決定方法は、「年報制」と「会期日額報酬」に区分し、後者は「会期日当」とは別分類としている。

出典：The Council of State Governments, The Book of the State 2009; The Council of State Governments, The Book of the State 2006 Edition; National Conference of State Legislatures, Legislator Compensation 2009, Updated March 2009; NCSL, State Budget Update: July 2009; Public Officials Compensation Commission, State of Oregon, "Report and Recommendation: Nov. 2008"; The Council of State Government, The Book of the State 2005 Edition; The National Conference of State Legislatures, Legislator Compensation 2006から筆者作成

P260 より抜粋